

福利厚生規定 - トレーニングジム利用料支給

第1条（目的）

この規定は、従業員の健康促進を目的として、トレーニングジムの利用料の一部を支給するための要件および手続きを定めるものである。

第2条（対象者）

トレーニングジム利用料支給の対象者は、当社に在籍している役員、正社員、契約社員およびパートとする。

第3条（支給内容）

トレーニングジムの利用料として、一律定額で毎月2,000円を支給するものとする。

第4条（申請手続き）

1. 支給を受けるためには、申請を提出する際に、ジムの加入実績が確認できる資料（レシート、領収書、または契約証明書等）を添付すること。
2. 資料は原則として、利用月の翌月15日までに提出しなければならない。
3. 資料がない場合は、支給の対象外とする。

第5条（支給の方法）

支給額は、毎月の給与と共に支給されるものとする。

第6条（その他）

1. 当規定は、従業員の健康増進を目的とするものであり、他の目的で利用された場合は支給を停止することがある。
2. 当規定は、会社の判断により、変更または廃止することがある。